

第7章 わかりやすいバリアフリー環境の形成

バリアフリー化の取り組みを迅速かつ効果的に推進するため、バリアフリー情報の収集や発信などに取り組みます。

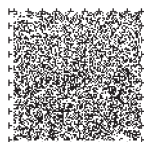
7-1. 届出制度の概要

改正バリアフリー法第24条の6より、マスタープランで定めた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設と道路の境目にて改修工事などを実施する際には移動の連続性を確保するため、事前に改修工事の内容などを市に届出が必要となります。

なお、届出制度を活用することにより、連続したバリアフリー化を確保するため、改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図り、面的一体的なバリアフリー化を推進することができます。

届出対象箇所と対象施設

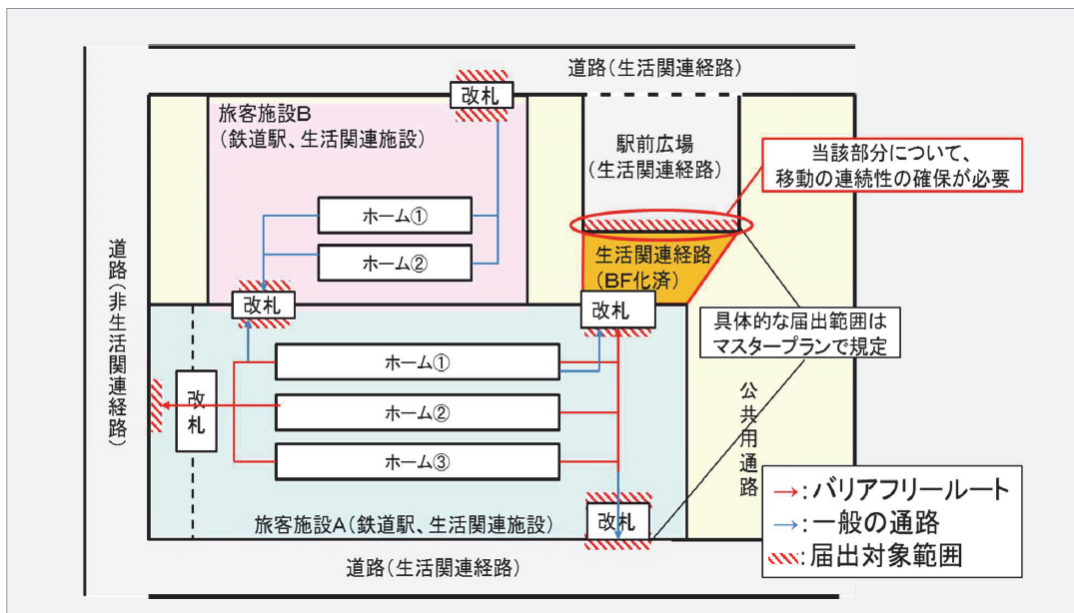
届出対象箇所	届出対象施設		届出の範囲
	施設 1	施設 2	
中心市街地地区			
福島駅東口	福島駅	東口駅前広場	鉄道駅と駅前広場の連続性確保
		県道 福島飯坂線	駅前広場と道路の連続性確保
		市道 栄町・曾根田町線	
		市道 栄町1号線	
福島駅西口	福島駅	西口駅前広場	鉄道駅と駅前広場の連続性確保
		市道 三河北町・三河南町1号線	駅前広場と道路の連続性確保
		市道 太田町5号線	
		市道 太田町7号線	
曾根田駅	曾根田駅	市道 天神町・三河北町線	鉄道駅と道路の連続性確保
美術館図書館前駅	美術館図書館前駅	市道 台3号線	鉄道駅と道路の連続性確保
飯坂温泉地区			
飯坂温泉駅	飯坂温泉駅	県道 福島飯坂線	鉄道駅と道路の連続性確保
花水坂駅	花水坂駅	県道 福島飯坂線	鉄道駅と道路の連続性確保



担当課：交通政策課

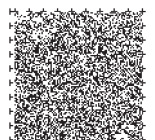
(参考)

- 旅客施設（鉄道駅など）における届出の対象範囲
 - ・他の駅との間の出入口
 - ・他の駅や駅前広場、道路に接する部分や施設との間の出入口
 - ・駅構内におけるバリアフリールートとの出入口
- 道路における届出の対象範囲
 - ・駅との間の出入口



資料：国土交通省

担当課：交通政策課



7-2. バリアフリー情報の整理および提供

高齢者や障がい者、外国人などの全ての人が移動する際や施設利用時における利便性や安全性を向上させるために、バリアフリー化された施設や設備、移動可能な経路などの情報について、SNSを活用した一般参加型の情報収集など、官民連携による取り組みを推進します。

また、どこにバリアがあるかというバリア情報も外出の際には必要となり、バリアフリー情報（もしくはバリア情報）の提供により、どの施設が利用可能なのか（もしくは利用できないのか）、どの経路が移動可能なのか（もしくは移動できないのか）といった情報を事前に把握できるよう、バリアフリー化された施設の情報をわかりやすく提供するバリアフリーマップの更新やバリアフリー情報を記載できるステッカーの掲示などについて、官民一体となって取り組みます。

これらの取り組みにより、さまざまな人が外出前や外出先で、必要な情報を施設ごとに検索しなくても効率的に入手することが可能となり、安心して外出ができることにつながります。

(参考)

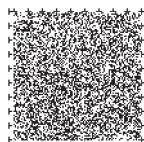


資料：ふくしまバリアフリーツアースタッフ



(参考イメージ)

バリアフリーステッカー



担当課：交通政策課